第

1483

号

REÂDAS J-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 1月 25日 火曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ☆ 従業員団体への補助金

**Q**:当社では、各種サークルを設け、それぞれのサークルの加入員に応じ1人当たり年間5千円の補助金を出そうと思っています。

この場合、補助金は給与として課税することになるのでしょうか。

**A**: 各サークルの活動費用に充てられている限り給与として課税する必要はありません。

## 【解説】

会社が従業員の行うサークル活動の費用を 負担した場合、福利厚生の一環として行われ るものである限り、従業員に対する給与課税 は行われません。ただし、サークル活動は、 趣味を同じくする同好の人が集まって親睦を 図るものであることから、特定の個人的な活動と判断されるようなものは給与課税が行われることになります。

次のような要件を満たすものについては、 従業員の福利厚生として行われているものと して取り扱われています。

- (1) サークルへの加入は、使用人が希望すれば自由に加入できること
- (2) 補助金は、サークル活動本来の目的にそって費消されること、また、その証跡が明らかになっていること
- (3) 補助金によって購入した用具、備品等は、 サークルにおいて管理し、個人に分配され ないこと

ご質問の場合も、会社が支出した金銭が各 サークル本来の目的に従って使用されている 限りは、給与として課税する必要はないと思 います。









KIMIYO · I